

平成28年5月25日

株 主 各 位

東京都板橋区上板橋3丁目1番1号

株式会社 **東武ストア**

取締役社長 丹 羽 茂 美

第70期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第70期定時株主総会におきまして下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第70期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第70期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成28年9月1日を効力発生日として普通株式10株を1株に併合することを決定いたしました。

第2号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案どおり丹羽茂美、大浦 理、土信彦、山本秀昭、榛沢雅己、増山義高、近藤喜美男、多知幸男、猪森信二、小島亜希子、三木智之の11氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、猪森信二氏、小島亜希子氏及び三木智之氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり小浜 浩氏、大塚博哉氏及び斉藤 匡氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、大塚博哉氏及び斉藤 匡氏は社外監査役であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案どおり吉田直弘氏が社外監査役以外の監査役の補欠監査役として、米野元恭氏が社外監査役の補欠監査役として、それぞれ選任されました。

第5号議案 退任取締役に対する退任慰労金及び弔慰金贈呈の件

本件は、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任された高鷲光洋氏に対し退任慰労金を、また、平成28年2月26日に逝去された故小川長治氏に対し弔慰金を、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会に一任することとして承認可決されました。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額を年額1億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,300万円以内）に改定いたしました。

ただし、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

以 上

~~~~~  
追って本総会終了後に開催された取締役会におきまして、代表取締役・取締役社長に丹羽茂美、専務取締役に大浦 理、土金信彦、常務取締役に山本秀昭、榛沢雅己の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、本総会終了後に開催された監査役会におきまして、常勤監査役に小浜 浩氏が選定され、就任いたしました。

## 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成28年9月1日をもって普通株式10株を1株に併合することについてご承認いただきました。また、平成28年4月11日開催の取締役会決議にもとづき、同じく平成28年9月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

### 1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年8月31日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

株主様が証券会社に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年9月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

なお、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により、下記4.の処理を行った上で、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取・買増制度（下記3.の日程にご注意ください。）をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

### 2. 株式の流通について

| 年 月 日         | 日 程                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------|
| 平成28年8月29日（月） | 売買単位変更日（当社株式の東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更となります。） |
| 平成28年9月1日（木）  | 株式併合及び単元株式数変更の効力発生日                                 |

### 3. 単元未満株式の買取・買増請求について

| 年 月 日                           | 買取・買増請求のお取り扱い                                                |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 平成28年8月16日（火）                   | 買増請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いたします。                           |
| 平成28年8月25日（木）                   | 買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いたします。                           |
| 平成28年8月17日（水）<br>～平成28年8月31日（水） | この期間中は、買増請求の受付を停止させていただきます。                                  |
| 平成28年8月26日（金）<br>～平成28年8月31日（水） | この期間中は、買取請求の受付を停止させていただきます。                                  |
| 平成28年9月1日（木）                    | 買増・買取請求取次依頼書の受付を再開いたします。請求書には株式併合後の単元未満（100株未満）の株式数をご記入ください。 |

※上記の買取・買増請求の受付日程は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

4. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、処分代金を、端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて平成28年11月上旬（予定）にお支払いいたします。

5. 本件に関するご照会先

- ・株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
- ・郵送物送付先及び照会先  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

（ご参考）

定款の一部変更

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、平成28年9月1日付で定款変更が行われます。変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現行定款                              | 変更後                                       |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|
| 第2章 株式                            | 第2章 株式                                    |
| (発行可能株式総数)                        | (発行可能株式総数)                                |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億</u> 株とする。 | 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000株</u> とする。 |
| 第7条 (略)                           | 第7条 (同左)                                  |
| (単元株式数)                           | (単元株式数)                                   |
| 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。           |

以 上